

JRSA 日本レーシングサイドカー協会

理 念

レーシングサイドカー競技に関わることを通じて豊かなモータースポーツ文化を創造し人びとの心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

運営規約

第 1 条(会の目的)

JRSA は、積極的に当該競技の窓口を公表し、サイドカーレースに関する情報交流と、競技存続のための団結の場を目的とする。

第 2 条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

日本レーシングサイドカー協会 (JRSA)

第 3 条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

会長住所地又は会長所属団体所在地

e-mail: info@jrsa-sidecar.com

第 4 条(会員)

この会の理念・目的に賛同することを参加の条件とし、チーム・クラブ単位(以下グループと表記)での登録とする。グループは、レースにエントリーするチームやクラブ登録と合致する必要はない。

- ・各グループ員は会員となる。グループは 1 名以上から登録可能、代表者は原則マシンオーナーとする。
- ・新シーズン初頭の1月末までに、グループ名簿を提出し、会費を支払う。
- ・シーズン途中でグループ員の変更がある場合は、変更後速やかに新しい名簿を事務局に提出する。
- ・グループ代表者はグループ員への情報連携及び意思確認を行う義務を負う。メーリング等により出欠確認や会員からの発案が行われた場合は速やかにグループ員の回答を取りまとめ返答すること。

第5条(会費)

グループ単位での会費は年間 10,000 円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。
会計担当を1名任命し会費の管理を行う。年末に会計より決算報告を行うこととし、決算報告書は電子メールに添付し、各グループの代表者に送付する。

第6条(役員)

この会に以下の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

役員は登録したグループの代表者から選出する。グループ代表者の過半数以上の同意を得て決定する。

第7条(役員任期)

役員任期は特に定めない。退任または解任する場合は、代りの役員をグループ代表者の中から選出し、グループ代表者の過半数以上の承認を得て決定する。

第8条(会長・副会長)

会長は会を代表し、円滑な運営に努める。

副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

第9条(活動内容)

1. 各種規定の整備
 - ・各種規定(カテゴリー、安全規則、車両規則他)や誓約書、同意書等を整備し、競技主催者と連携をとり、安全なレース運営に寄与する。
2. レース主催者との調整、選手の推薦
 - ・MFJ や MCFAJ、その他レース主催者との調整を行う。
 - ・海外レース等への参加希望会員の評価及び主催者への推薦、ライセンス取得のための助言を行う。
3. 技術向上並びにメンテナンス
 - ・練習会や走行会の企画や調整を行う。
 - ・パーツやメンテナンスに関わる情報支援に寄与する。
4. 会報による情報交流
 - ・インターネットを基本としたリアルタイムな情報の流通に寄与する。
 - ・JRSA NEWS の発行及び配布を行う。配布方法はインターネット使用を基本とする。
5. 選手権の設定
 - ・ランキングの発表とともに、上位者に対し表彰を行う。
 - ・ランキングのためのポイント付与については、カテゴリーごとの規則内に定める。

6. 新規参戦者の発掘

- ・新規参戦者やファンを獲得するための、各グループのプロモーション活動に対して助言を行う。
- ・JRSA 紹介のための印刷物の作成を行う。

7. その他

- ・オリジナルアイテムの制作
- ・会員各位の総意や発案により、必要と認められた事案についての対応。

第10条(事務局)

1. 国内レース活動を円滑に運営することを目的として事務局を置く。
 - ・新しいカテゴリーで個別に事務局が必要な場合は、新たに事務局を置くことができる。
 - ・事務局は、登録したグループの代表者から選出する。
2. 事務局の役割は以下の通り。
 - ・レギュレーション等の管理・更新。
 - ・レース主催者との調整。
 - ・練習会の企画・調整。
 - ・マシンやパーツ(タイヤを含む)の情報支援。
 - ・ランキングのポイント管理及び表彰。
3. 広報活動を行う。
 - ・JRSA NEWS の発行及び配布を行う。
 - ・JRSA 紹介のための印刷物の作成を行う。
 - ・ホームページ、SNS 等を利用した広報活動を行う。
 - ・登録したグループ代表者あてのメーリングリストの管理を行う。

第11条(規約改正)

この規約は、登録したグループ代表者の過半数以上の同意をもって改正することができる。

附則

- ・会の役員、担当、事務局は次のとおりとする。

会長	渡辺正人
副会長	大関政広 安田武司
会計担当	森田博一
事務局	富本至高
顧問・相談役	必要に応じて選任

任期は特に定めない。

顧問・相談役、担当は、事務局と協議の上、会長が選任する。

顧問・相談役、担当は、グループ代表者以外の会員から選任することができる。

- ・会の役員、担当には電話代金等を含めた事務手数料を支払う。
金額については年間 5,000 円を限度とし、業務内容により決定する。
印刷代金、郵便代金、宅配便代金等の費用については、別途支払うこととする。

この規約は 2020 年 1 月 1 日から適用する。